

令和四年九月二十六日付け広島県報（定期）第七十六号に登載の広島県告示第七百三十八号（令和五年度及び令和六年度において県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の一部を次のように訂正する。

土木建築局建設産業課長

ページ	行	正	誤
二	三二―三六	<p>なお、別表第二各項の添付書類は、別に建設産業課に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。</p>	<p>なお、別表第二各項の添付書類（第二項、第三項、第四項、第九項及び第十項のものを除く。）は、別に建設産業課に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。</p>